

牧之原市暴力団排除条例案に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方

NO.	該当箇所	意見	意見に対する市の考え方	反映結果
1	全般	1. 一般市民になりすまして暴力団活動をしないか心配です。 2. 海外に逃げて海外から日本に来て活動しないでしょうか。	ご意見のように、近年、暴力団員であることを隠ぺいする実態がうかがわれているところです。 このため、市民等が保有する様々な情報を受けることにより、暴力団の取締りや暴力団排除が進められるよう、第4条3項に「暴力団排除に資する情報を知ったときの市等への情報提供」についての規定を設けてあります。	その他
2	全般	暴力団を排除するという名目において、その子どもまで不利益を被りかねないという点を捉えると、その境界線の曖昧さに現場での対応において戸惑いが出ることも十分予想されます。また、ラベリングされた子どもへの影響を考慮することを考えると、条例制定にあたっては、その子どもたちへの特段の配慮をお願いしたいと思います。	本条例では、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる場合に排除の対象とするものであり、暴力団員であることのみをもって一律に排除するという趣旨のものではありません。 このため、静岡県暴力団排除条例第9条において、暴力団員の暴力団からの離脱を促し、社会復帰を図るための就労支援等について規定されています。 ただし、ご意見にあるように、現場での対応にあたっては、第4条「市の役割」、第5条「市民の役割」及び第8条「市民等に対する支援」の規定に基づき、市民等、市、県(警察署を含む)が十分な連携を図りながら不当な差別がないよう活動に取り組んでいきます。	今後の参考とするもの
3	全般	安全で平穏な市民生活の実現に向け、地域社会で暴力団排除を進めていくために、牧之原市としての取組姿勢を明確にし、静岡県条例と連携した市条例を制定することは、公立小学校に勤める者として大変心強く感じます。 一日も早い条例の制定を望みます。	本条例は、市の事務事業や公の施設の利用における措置、暴力団の威力利用、暴力団への利益供与の禁止等を定め、県の暴力団排除条例を補完するとともに、県警や暴力団追放推進センターなどの関係機関と連携を図りながら、市民、事業者、市が協働し、社会一体となった暴力団排除活動を推進していくものです。 今後、市としましては、広報啓発活動等に努めてまいりますので、ご協力をお願いします。	今後の参考とするもの
4	全般	全国的に暴力団排除の流れが進められていく中で、静岡県、牧之原市においても推進することは大切なことである。 市として条例の制定をし、市民を挙げての運動を進めてほしい。それにより、生徒の安全な生活、そして学習活動につながれば良いと思う。		今後の参考とするもの

牧之原市暴力団排除条例案に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方

NO.	該当箇所	意見	意見に対する市の考え	反映結果
5	第5条(市民等の役割)・第8条(市民等に対する支援)	<p>暴力団が静岡県にも深く入り込んで来ようとしているという新聞記事を読み、本条例の大切さを強く感じます。暴力団の活動が見えにくくなり、多様化していると聞きますので、一般市民が知らないうちに関わりを持つようになることも多いのではないかと思います。これに対応するためには、生きた情報が必要ですし、弱い市民同士の連携・協力・連帯が欠かせないと思います。</p> <p>このすばらしい条例を生きたものにするためには、生きた情報(プライバシー保護があり難しいと思うが)と、気運を醸成する集会等、条例を生かす活動が何より大切ではないかと思います。暴力団関係者が知らない顔をして集会等に参加するようなことがないようにしなければいけないと思います。</p> <p>条例を生かすのは市民であるということが言われますが、我々がどういう態度でこの条例の制定を迎えるかということにかかっているように思います。</p>	<p>暴力団排除に資する情報に関しては、市民等の役割として、第5条3項に「市及び所轄警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする」と規定するとともに、第8条1項では、市民等の自主的な暴力団排除活動に対し、市が情報提供やその他必要な支援を行うことが盛り込まれております。</p> <p>また、第8条2項において、市民等の暴力団排除の重要性への理解促進と自主的かつ連携・協力が図られた暴力団排除活動への気運を高めるための集会を開催することを定めています。</p> <p>ご意見のとおり、市民等、市、静岡県(警察署を含む)における情報の共有と排除活動への気運の醸成は、本条例の目的を達成するために不可欠であると考えます。</p>	今後の参考とするもの
6	第7条(広報及び啓発)・第8条(市民等に対する支援)	<p>市内の暴力団の実態は、身近に問題が起こっていないので知らないのが現状です。条例を制定する必要性やその内容のアピール等を大々的にやって、一部の人以上だけでなく、市民全体に知られるようにしたら良いと思います。</p> <p>この条例によって暴力団に対する情報が得られ、それに対してどうしたら良いかがわかるのは、排除活動へ向けての方向性が見えて良いと思います。</p> <p>条例の制定のみで終わらず、市民を巻き込んで市民主体で暴力団排除の風潮を作り出していくためには、安全が守られる安心感がないと市民は動けないと思います。</p> <p>条例とは別ですが、相談や情報への専任の担当者が対応できる暴力団窓口や専用電話など設け、アピールしていく(市の頼もしさが感じられる対応ができる)といいのでは、と感じました。</p>	<p>本条例の実効性を高めるためには、市民等に広く暴力団排除活動の重要性を理解していただくことが必要です。このため、第7条において、市が暴力団排除活動の気運を醸成するため、静岡県及び所轄警察署等と連携し、広報及び啓発を行うこととしています。</p> <p>また、暴力団排除活動における安全に関しては、静岡県暴力団排除条例第7条で、警察官による警戒その他の保護措置等、保護対象者の保護の規定が定められており、本市条例においても、第8条第3項において静岡県及び所轄警察署と密接に連携して、市民等の安全確保に配慮する規定を盛り込んであります。</p> <p>本条例が効果的に運用されるよう、ご意見を参考に相談体制等の強化に取り組んでいきます。</p>	今後の参考とするもの

牧之原市暴力団排除条例案に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方

NO.	該当箇所	意見	意見に対する市の考え	反映結果
7	第9条(青少年に対する教育等のための措置)	<p>①第9条2項において、専門的な内容等、学校(高等学校の教職員)だけでは、指導が行き渡らない場合は、牧之原市の助言や協力を求めたい。</p> <p>②第9条3項において、牧之原市から情報提供を受けるだけではなく、高等学校で掴んだ情報や、気になる情報があった場合は、速やかに牧之原市へ申し出ることとしたい。</p>	<p>①高等学校等の市が設置する以外の学校は、静岡県暴力団排除条例第14条の規定に基づき、県から指導や助言等の適切な措置が講じられるものと考えます。市としても県及び関係機関と連携・協力し、支援に努めてまいります。</p> <p>②第9条3項に規定された情報提供とは、青少年に対する教育に関する情報提供を指しています。暴力団排除に関する情報については、第5条3項に「市民等の役割」として、市及び所轄警察署に対し情報提供に努めることが明記されており、ここでいう「市民等」には、市外からの通勤者や市内において事業を行う学校も広く含むと解釈します。そのような情報があった場合は、ぜひご提供をお願いします。</p>	今後の参考とするもの
8	第9条(青少年に対する教育等のための措置)・	<p>条例の骨子に、青少年の育成に関わる旨の記載がなされていますが、これに関しまして、例えば高等学校や中学校において、公安委員会等の講習を実施してはどうでしょうか。ビデオや実例などを挙げて、暴力団との関わり合いが人生を破滅させてしまうことを青少年に教え、まっとうな人生を歩むことの大切さを伝える機会があれば、と思います。</p> <p>加えて、転落の第一歩である万引きや窃盗、傷害などの青少年の非行に関しては、さらに厳罰化をして頂きたいと思っています。</p> <p>また、今回の条例の骨子には含まれていませんが、次の事項も視野に入れて骨組みを作成して頂ければ安心です。実例かどうかは定かではありませんが、ある寺で暴力団員及び暴力団員等が宗教法人を隠れ蓑とする実例を聞いたことがあります。資金隠しのために団員が出家し、寺院を乗っ取ろうとしたことがあると聞きました。文化的にもそのようなことがあってはなりません。暴力団員や団員等が足を洗って出家することもあるとは思いますが、その際は必ず出家先の師匠の寺や修業道場が警察に届け、かつ定期的に警察による面会を義務化して頂ければ安心です。</p>	<p>青少年が将来的に暴力団に加入せず、暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするためには、暴力団の実態、悪性等を正しく理解することが重要であるため、警察職員の派遣による教育や啓発ビデオの上映は有効な方法であると考えます。</p> <p>青少年の非行に関する厳罰化については、少年法等の別の法令で定められるものであり、本条例において規定することはできないものと考えます。</p> <p>また、暴力団員の暴力団からの離脱後の対応については、暴力団を脱退した旨を偽装する事例があることを踏まえ、本条例において暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含めて「暴力団員等」として定義し、対応することとしています。さらに、静岡県暴力団排除条例第9条では、県が事業者や暴追センター等と連携しながら円滑な社会復帰を図るための就労支援やその他の必要な措置を講ずるものとされており。</p>	今後の参考とするもの